

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
目次	目次
<p>第二章 所得税法の特例</p> <p>第一節 利子所得</p> <p>第一節の二 配当所得</p> <p>第二節 不動産所得及び事業所得</p> <p>第一款 <u>税額控除及び減価償却の特例</u></p> <p>第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係 (廃止)</p> <p>第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係 (廃止)</p> <p><u>第10条の2((高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</u></p> <p>第10条の3((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の4((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の4の2((<u>地方活力向上地域等において特定建物等</u>を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の5((<u>地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除</u>))関係</p> <p>第10条の5の2((特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の5の3((特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の5の4((<u>給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除</u>))関係</p> <p>第10条の5の5((<u>革新的情報産業活用設備</u>を取得した場合の特別償却又は所得税額</p>	<p>第二章 所得税法の特例</p> <p>第一節 利子所得</p> <p>第一節の二 配当所得</p> <p>第二節 不動産所得及び事業所得</p> <p>第一款 税額控除</p> <p>第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p><u>第一款の二 減価償却の特例</u></p> <p>第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p><u>第10条の2((エネルギー環境負荷低減推進設備等</u>を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係 (新設)</p> <p>第10条の3((中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の4((地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の4の2((<u>地方活力向上地域</u>において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の5((<u>特定の地域</u>において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の5の2((特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の5の3((特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の5の4((<u>雇用者給与等支給額</u>が増加した場合の所得税額の特別控除))関係 (新設)</p>

の特別控除)関係

第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係

第11条((特定設備等の特別償却))関係

第11条の3((被災代替資産等の特別償却))関係

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係

第12条の2((医療用機器の特別償却))関係

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係

第13条の2((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却))
関係

第13条の3((企業主導型保育施設用資産の割増償却))関係

第14条((特定都市再生建築物等の割増償却))関係

第15条((倉庫用建物等の割増償却))関係

第二款 準備金

第20条((金属鉱業等鉱害防止準備金))関係

第20条の3((特定船舶に係る特別修繕準備金))関係

第三款の二 鉱業所得の課税の特例

第四款 農業所得の免税

第五款 その他の特例

第三節 給与所得及び退職所得

第四節 山林所得及び譲渡所得

第四節の二 内部取引に係る課税の特例等

第五節 住宅借入金等特別控除

第六節 その他の特例

第8条((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))関係

(農業協同組合等の範囲)

8—3 措置法第8条の規定の適用に当たっては、措置法令第2条の36((納税準備預金に係る金融機関の範囲))に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会は、いわゆる信用業務を行うものだけに限られないことに留意する。

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

第10条の6((所得税の額から控除される特別控除額の特例))関係

第11条((特定設備等の特別償却))関係

第11条の3((被災代替資産等の特別償却))関係

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却))関係

第12条の2((医療用機器の特別償却))関係

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却))関係

第13条の3((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却))
関係

(新設)

第14条((特定都市再生建築物等の割増償却))関係

第15条((倉庫用建物等の割増償却))関係

第二款 準備金

第20条((金属鉱業等鉱害防止準備金))関係

第20条の3((特定船舶に係る特別修繕準備金))関係

第三款の二 鉱業所得の課税の特例

第四款 農業所得の免税

第五款 その他の特例

第三節 給与所得及び退職所得

第四節 山林所得及び譲渡所得

第四節の二 内部取引に係る課税の特例等

第五節 住宅借入金等特別控除

第六節 その他の特例

第8条((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))関係

(農業協同組合等の範囲)

8—3 措置法第8条の規定の適用に当たっては、措置法令第2条の37((納税準備預金に係る金融機関の範囲))に規定する農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会は、いわゆる信用業務を行うものだけに限られないことに留意する。

第10条の2から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の2～15共—1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共—2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

(廃止)

10の2～15共—1 減価償却資産について措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の2～15共—2 措置法第10条の2第1項、第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の2第1項、第10条の5の3第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

第10条の2((エネルギー環境負荷低減推進設備等)を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(附属機器等の同時設置の意義)

10の2—1 平成23年6月30日付財務省告示第219号の別表において本体と同時に設置することを条件として措置法第10条の2第1項に規定するエネルギー環境負荷低減推進設備等(以下第10条の2関係において「エネルギー環境負荷低減推進設備等」という。)に該当する旨の定めのある附属の機器等には、一の計画に基づき本体を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属の機器等が含まれるものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2—2 措置法第10条の2第1項に規定する個人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設(以下第10条の2関係において「取得等」という。)をしたエネルギー環境負荷低減推進設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該エネルギー環境負荷低減推進設備等は当該個人の営む事業の用に供したものであるとして同条の規定を適用する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

(廃 止)

第10条の2 (高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の2—1 措置法第10条の2第1項に規定する個人が、その取得又は製作若しくは建設(以下第10条の2関係において「取得等」という。)をした同項に規定する高度省エネルギー増進設備等(以下第10条の2関係において「高度省エネルギー増進設備等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該高度省エネルギー増進設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該高度省エネルギー増進設備等は当該個人の営む事業の用に供したもとして同条の規定を適用する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の2—2 個人が、措置法第10条の2第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、高度省エネルギー増進設備等の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(高度省エネルギー増進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の2—3 高度省エネルギー増進設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該高度省エネルギー増進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年に遡って当該値引きのあった高度省エネルギー増進設備等に係る措置法第10条の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うもの

10の2—3 個人が措置法第10条の2第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、エネルギー環境負荷低減推進設備等(車両及び運搬具を除く。)の取得等をした日及び事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の2—4 エネルギー環境負荷低減推進設備等を事業の用に供した日の属する年の翌年以後の年において当該エネルギー環境負荷低減推進設備等の対価の額につき値引きがあった場合には、その事業の用に供した日の属する年に遡って当該値引きのあったエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る措置法第10条の2第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

とする。

第10条の4の2 ((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

第10条の5 ((地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除))関係

10の5—1 削除

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5—2 措置法第10条の5第3項第11号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。)から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人(以下この項において「出向者」という。)に対する給与を出向元個人(出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。)が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等(出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。)

第10条の5の4 ((給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除))関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の4—1 個人が措置法第10条の5の4第2項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(給与等の範囲)

10の5の4—2 措置法第10条の5の4第3項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規

第10条の4の2 ((地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係

第10条の5 ((特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除))関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5—1 個人が措置法第10条の5第1項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(他の者から支払を受ける金額の範囲)

10の5—2 措置法第10条の5第4項第10号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者(当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。)から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人(以下この項において「出向者」という。)に対する給与を出向元個人(出向者を出向させている個人をいう。以下この項において同じ。)が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等(出向者の出向を受けている法人等をいう。以下この項において同じ。)から支払を受けた給与負担金の額(出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額に限る。)

第10条の5の4 ((雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除))関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の4—1 個人が措置法第10条の5の4第1項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(給与等の範囲)

10の5の4—2 措置法第10条の5の4第2項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規

定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第3項第3号及び第4号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

10の5の4—3 措置法第10条の5の4第3項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下第10条の5の4関係において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額（10の5の4—4において「給与負担金の額」という。）

（出向先法人等が支出する給与負担金）

10の5の4—4 出向先法人等が出向元個人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人等の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第10条の5の4第3項第3号及び第4号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。

（資産の取得価額に算入された給与等）

10の5の4—5 措置法第10条の5の4第3項第3号及び第4号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の国内雇用者に対する給与等

定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して国内雇用者に対する給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

10の5の4—3 措置法第10条の5の4第2項第3号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「他の者（当該個人が非居住者である場合の所得税法第161条第1項第1号に規定する事業場等を含む。）から支払を受ける金額」には、例えば、次に掲げる金額が含まれる。

- (1) 雇用保険法施行規則第110条に規定する特定就職困難者コース助成金、雇用対策法施行規則第6条の2に規定する特定求職者雇用開発助成金など、労働者の雇入れ人数に応じて国等から支給を受けた助成金の額
- (2) 使用人が他の法人等に出向した場合において、その出向した使用人（以下第10条の5の4関係において「出向者」という。）に対する給与を出向元個人（出向者を出向させている個人をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）が支給することとしているときに、出向元個人が出向先法人等（出向者の出向を受けている法人等をいう。以下第10条の5の4関係において同じ。）から支払を受けた出向先法人等の負担すべき給与に相当する金額（10の5の4—4において「給与負担金の額」という。）

（出向先法人等が支出する給与負担金）

10の5の4—4 出向先法人等が出向元個人へ出向者に係る給与負担金の額を支出する場合において、当該出向先法人等の国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定する賃金台帳に当該出向者を記載しているときには、当該給与負担金の額は、措置法第10条の5の4第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」に含まれる。

（資産の取得価額に算入された給与等）

10の5の4—5 措置法第10条の5の4第2項第3号、第4号及び第6号の「国内雇用者に対する給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の国内雇用者に対する

の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。

(廃 止)

(国内資産の内外判定)

10の5の4—6 措置法第10条の5の4第3項第7号に規定する国内資産に該当するかどうかは、その資産を個人の事業の用に供する場所の所在地が国内にあるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる令第6条第8号に掲げる無形固定資産の事業の用に供される場所については、原則として、次に掲げる無形固定資産の区分に応じそれぞれ次に定める場所による。

- (1) 鉱業権、租鉱権又は採石権（これらの権利に類する権利を含む。） その権利に係る鉱区又は採石場の所在地
- (2) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権 これらの権利が使用されている場所
- (3) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在地

(注) 一の資産について、国内事業の用及び国外事業の用のいずれの用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。

(国内資産の判定時期)

10の5の4—7 措置法第10条の5の4第3項7号の国内資産に該当するかどうかの判定は、適用年の12月31日の現況により行うのであるが、個人の有する資産が同日において当該個人の事業の用に供されていない場合であっても、その後国内における当該個人の事業の用に供されることが見込まれるときには、当該資産は国内資産に該当することに留意する。

(資本的支出)

10の5の4—8 個人の有する国内資産につき資本的支出を行った場合における当該資本的支出に係る金額は、措置法第10条の5の4第3項第7号に規定する国内設備投資額に含まれるものとする。

る給与等の支給額に含めることとしている場合には、その計算を認める。

(継続雇用制度対象者の判定)

10の5の4—6 措置法第10条の5の4第2項第8号の平均給与等支給額及び同項第9号の比較平均給与等支給額は、措置法令第5条の6の4第12項に規定する継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額を除いて計算するのであるが、個人が、同一の者に対する継続雇用前の職務に対する給与等の額と継続雇用後の職務に対する給与等の額とを同一の日に合計して支給している場合において、継続してその合計額を当該継続雇用制度対象者に対して支給した給与等の額としているときには、これを認める。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

(国庫補助金等をもって取得等した国内資産の取得価額)

(新 設)

10の5の4—9 個人の有する国内資産のうち法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものがある場合における措置法第10条の5の4第3項第7号の「国内資産（・・・）」で当該適用年の12月31日において有するものの取得価額は、令第90条各号の規定にかかわらず、その国内資産の実際の取得価額によるものとする。

第10条の5の5（革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

(新 設)

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定ソフトウェア等の取得価額要件の判定)

(新 設)

10の5の5—1 措置法令第5条の6の5第2項に規定する特定ソフトウェア並びに当該特定ソフトウェアとともに取得又は製作をする機械及び装置並びに器具及び備品（以下この項において「特定ソフトウェア等」という。）の取得価額の合計額が5,000万円以上であるかどうかを判定する場合において、その特定ソフトウェア等が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、令第90条各号の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

(新 設)

10の5の5—2 措置法第10条の5の5第1項に規定する認定革新的データ産業活用事業者（以下第10条の5の5関係において「認定革新的データ産業活用事業者」という。）が、その取得又は製作をした革新的情報産業活用設備（措置法第10条の5の5第1項に規定する革新的情報産業活用設備をいう。以下第10条の5の5関係において同じ。）を自己の下請業者に貸与した場合において、当該革新的情報産業活用設備が専ら当該認定革新的データ産業活用事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該革新的情報産業活用設備は当該認定革新的データ産業活用事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

(新 設)

10の5の5—3 措置法第10条の5の5第3項に規定する税額控除限度額（以下第10条の5の5関係において「税額控除限度額」という。）を計算する場合において、認定革新

的データ産業活用事業者が取得又は製作をした革新的情報産業活用設備が、法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたもの又は同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるものであるときは、当該革新的情報産業活用設備の取得価額は、令第90条各号の規定により計算した金額による。

(注) 革新的情報産業活用設備を事業の用に供した日の属する年（以下第10条の5の5関係において「供用年」という。）において、当該革新的情報産業活用設備を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、個人が、税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を令第126条第1項各号に掲げる金額により申告したときは、供用年の翌年以後の各年分において法第42条第1項の規定を適用することはできないことに留意する。

(革新的情報産業活用設備の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

(新 設)

10の5の5—4 措置法第10条の5の5第3項の規定の適用を受けた革新的情報産業活用設備の対価の額について、供用年の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった革新的情報産業活用設備に係る税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の6（所得税の額から控除される特別控除額の特例）関係

第10条の6（所得税の額から控除される特別控除額の特例）関係

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

(新 設)

10の6—2 個人が措置法第10条の6第5項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年の12月31日の現況によって判定するものとする。

第11条（特定設備等の特別償却）関係

第11条（特定設備等の特別償却）関係

(特別償却の対象となる特定設備等)

(特別償却の対象となる特定設備等)

11—1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等（以下11—4までにおいて「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。

11—1 特定設備等の特別償却の規定は、青色申告書を提出する個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した措置法第11条第1項に規定する特定設備等（以下11—4までにおいて「特定設備等」という。）が次の全てに該当する場合に限って適用があることに留意する。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第5条の8第8項に定める期間（以下この項において「指定期間」という。）内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

- (1) その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないいわゆる新品であること。
- (2) 当該特定設備等について措置法令第5条の8第6項に定める期間（以下この項において「指定期間」という。）内に当該個人が取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、指定期間内に事業の用に供したものであること。

(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)

11—4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の8第9項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、措置法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)関係)

(短時間労働者等の意義)

13—5 措置法令第6条の5第2項、第3項第1号及び第5項に規定する短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である労働者をいい、同条第3項第3号に規定する対象障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である対象障害者をいい、同項第4号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である重度身体障害者又は重度知的障害者をいう。

第13条の2((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)関係)

(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)

13の2—1 措置法第13条の2第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする建物の附属設備に限られることに留意する。

第13条の3((企業主導型保育施設用資産の割増償却)関係)

(特別償却の対象となる建物の附属設備)

13の3—1 措置法第13条の3第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物の附属設備に限られることに留意する。

第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)関係)

(税額控除等の順序)

41の19の4—4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。
(1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税

(特定設備等を貸し付けた場合の不適用)

11—4 個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した特定設備等を他に貸し付けた場合には、措置法第11条第1項の規定により、措置法令第5条の8第7項に規定する船舶貸渡業を営む個人がその船舶を他に貸し付けた場合を除き、その貸し付けた特定設備等については、措置法第11条第1項の規定の適用がないことに留意する。

第13条((障害者を雇用する場合の機械等の割増償却)関係)

(短時間労働者等の意義)

13—5 措置法令第6条の5第2項、第3項第1号及び第5項に規定する短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である労働者をいい、同条第3項第3号に規定する身体障害者又は知的障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である身体障害者又は知的障害者をいい、同項第4号に規定する重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である重度身体障害者又は重度知的障害者をいい、同項第5号に規定する精神障害者である短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が30時間未満である精神障害者をいう。

第13条の3((事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却)関係)

(特別償却の対象となる建物の附属設備の範囲)

13の3—1 措置法第13条の3第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設をする場合における建物の附属設備に限られることに留意する。

(新 設)

(新 設)

第41条の19の4((認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除)関係)

(税額控除等の順序)

41の19の4—4 税額控除等は、次に掲げる順序により行うものとする。
(1) 措置法第25条第1項の規定による肉用牛の売却による農業所得の免税

- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定による高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の規定による地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の4の規定による給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第10条の5の5の規定による革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (13) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (14) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (19) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

- (2) 法第92条の規定による配当控除
- (3) 措置法第10条の規定による試験研究を行った場合の所得税額の特別控除
- (4) 措置法第10条の2の規定によるエネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (5) 措置法第10条の3の規定による中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (6) 措置法第10条の4の規定による地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (7) 措置法第10条の4の2の規定による地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (8) 措置法第10条の5の規定による特定の地域において雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除
- (9) 措置法第10条の5の2の規定による特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除
- (10) 措置法第10条の5の3の規定による特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除
- (11) 措置法第10条の5の4の規定による雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除
- (12) 措置法第41条の規定による住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（措置法第41条の3の2の規定による特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例を含む。）
- (13) 措置法第41条の18の3の規定による公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (14) 措置法第41条の18の2の規定による認定特定非営利活動法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (15) 措置法第41条の18の規定による政治活動に関する寄附をした場合の所得税額の特別控除
- (16) 措置法第41条の19の2の規定による既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- (17) 措置法第41条の19の3の規定による既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- (18) 措置法第41条の19の4の規定による認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

(20) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
(21) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除

(19) 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条の規定による所得税の額の軽減又は免除
(20) 法第95条及び第165条の6の規定による外国税額控除